

八王子市公告第 161 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、八王子市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

なお、本公告の内容は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

平成 22 年 4 月 30 日

八王子市長 黒須 隆一

第 1 用語の定義

八王子市公告第 160 号（以下「公告第 160 号」という。）第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、公告第 160 号第 2 の 2 と同一とする。

ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評定値 P 点から客観点数を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算定する方式。

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者（下記の条件に該当する者）を複数（2 の表に定める数）選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。

なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること。（経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第 2 条第 1 項第 1 号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による。）

エ 本店が東京都内に存在すること。

これらの審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

2 審査方式と業種、審査対象事業者の一覧

審査方式の区分	業種番号と業種	審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数
審査対象事業者方式のみとする業種	11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計 14 測量 15 地質調査 17 船舶 99(15)ろ過層処理	2 者から 5 者まで
審査対象事業者方式又は経審方式のいずれかを選択できる業種	上記以外の業種	3 者から 5 者まで

第 3 申請方法

公告第 160 号第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。

第 4 競争入札の参加者の資格

公告第 160 号第 4 と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）

第 5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

公告第 160 号第 5 の 1 と同一とする。

2 等級区分と審査方法

公告第 160 号第 5 の 2 と同一とする。

なお、登録申請を行い承認された業種に必要とする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を公告第 160 号別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

公告第 160 号第 5 の 3(1)アと同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

下記の から により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

完成工事（完成）高による点数（X1）

a 経審を必要とする業種

公告第 160 号別表 5 の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均完成工事高について、各審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を公告第 160 号別表第 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

b 経審を不要とする業種

全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の2年又は3年の年間平均完成工事（完成）高の合計額を公告第160号別表5にあてはめて得た評点をX1とする。

自己資本額及び平均利益額による点数（X2）

下記のX21とX22の点数を加算した点数を公告第160号別表8にあてはめて得た評点をX2とする。

a 自己資本額点数（X21）

全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2年平均）の合計額を、公告第160号別表6にあてはめて得た評点をX21とする。

b 平均利益額（X22）

下記の算式により計算した審査対象事業者の合計額を、公告第160号別表7にあてはめて得た評点をX22とする。

利払前税引前償却前利益 = （営業利益 + 減価償却実施額）の2年平均の額
納税額による点数（Y）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の経審のY点の平均値とする。

b 経審を不要とする業種

審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税済額の平均額を、公告第160号別表9にあてはめて得た評点をYとする。

技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z）

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものの合計した数値（小数点以下切捨て）をZとする。

ア 技術職員数点数（Z1）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数。）の合計人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、公告第160号別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者が申請した当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数の合計を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、公告第160号別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とみなす。

技術職員数値 = 1級監理受講者数 × 6 + 1級技術者数 × 5 + 基幹技能者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

イ 元請完成工事（完成）高点数（Z2）

a 経審を必要とする業種

公告第 160 号別表 10(2)の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均元請完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を公告第 160 号別表 10(2)にあてはめて得た評点を Z2 とする。

b 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均元請完成工事（完成）高の合計額を公告第 160 号別表 10(2)にあてはめて得た評点を Z2 とする。

その他社会性等による点数（W）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者が有する経審の W 点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

個々の審査対象事業者について公告第 160 号第 5 の 4(5)により算出した評点 W の平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（公告第 160 号第 5 の 3(2)アによるもの）について、下記に記載した方法により算出した主観点数を公告第 160 号別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別（発注者区分については公告第 160 号別表 3 のとおり。）に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高額な請負金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、公告第 160 号第 5 の 3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を各業種ごとの主観点数とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。）に 2 分の 1 を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴の金額のうち最も高い金額のものいずれか高い方に、公告第 160 号第 5 の 3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更申請に伴う主観点数の再審査

組合の ISO14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダード及び ISO9000 シリーズの 9001 に関する変更申請があった場合は、公告第 160 号第 5 の 3(2)ウ主観点加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

5 市の基準による等級格付

公告第 160 号第 5 の 6 と同一とする。

第6 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は、申請後に八王子市から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿、その他八王子市が必要に応じて指示する書類とする。

第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

公告第160号第7の1と同一とする。

2 資格の取消し

公告第160号第7の2と同一とする。

なお、審査対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

公告第160号第7の3と同一とする。

なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く）の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

公告第160号第7の5と同一とする。

第8 代理申請

公告第160号第8と同一とする。

第9 その他

公告第160号第9と同一とする。

第10 八王子市内に住所を有する組合に関する取扱いについて

- 1 八王子市内に主たる事務所を有しない組合が、八王子市内の従たる事務所で登録を申請する場合、一定の要件を満たす組合は準市内業者として取り扱う。準市内業者の認定は別に定める「競争入札参加資格者の準市内業者の認定基準」によるものとする。

2 市税について

- (1) 八王子市に対する以下の市税に未納がある場合、八王子市は、市税の完納が確認されるまでの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。

ア 対象税目

組合に係る法人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税、市民税特別徴収分及び軽自動車税

- (2) 上記の市税に未納がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する組合は、登録後速やかに市税納税状況調査票を提出しなければならない。組合が、指定した期日までに市税納税状況調査票を提出しない場合、八王子市は、当該組合に係る競争入札参加資格を停止する。